

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ 平成31（令和元）年度準要保護認定基準																		Ⅲ 就学援助率								
		(1) 平成31（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		(2) ノ、タ、チを選択した場合	(3) ツを選択した場合	(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度			
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	ク、学校納付金の納付状況が悪い事、居住、保護者が重い年または学用品、学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→(2)係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照し、又は同基準額を定めてい）→(2)係数	チ、特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準（特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準）→(2)係数	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税額							テ、その他→(4)		
25	25	20	20	19	18	19	21	12	10	17	18	10	7	12	12	8	5	8	0	6	21	0	6	1				
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						1.3				世帯員の失業、失踪、離婚、傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化したため、学用品費等の負担が困難と認められる者	10%未満	10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.1			平成25年8月の生活保護の基準額の1.1倍を掛けたもの	10%未満	10%未満	
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2			教育委員会が必要と認める者	10%未満	10%未満	
栃木県	佐野市															○						1.2				10%未満	10%未満	
栃木県	鹿沼市																	○				1.3				10%未満	10%未満	
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				15%未満	15%未満	
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.2			その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者	10%未満	10%未満	
栃木県	真岡市																	○				1.2				10%未満	10%未満	
栃木県	大田原市						○															1.2				10%未満	10%未満	
栃木県	矢板市	○	○	○		○	○			○	○						○					1				10%未満	10%未満	
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○	○											1.3			・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に1.2を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。	15%未満	15%未満	
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.3				10%未満	10%未満	
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1.2				10%未満	15%未満	
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	10%未満	
栃木県	上三川町																		○			1.2				10%未満	10%未満	
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1				5%未満	5%未満	
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				5%未満	5%未満	
栃木県	市貝町	○					○							○												5%未満	5%未満	
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2				5%未満	5%未満	
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○			○	○											1				10%未満	10%未満	
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○			○	○											1.1				10%未満	10%未満	
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○			○	○											1.3			要保護に準ずる程度に困難し、就学援助を要すると教育委員会が認めたもの	10%未満	10%未満	
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○			○	○											1.5				10%未満	10%未満	
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○			○	○														民生委員による所見	15%未満	15%未満	
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○					○														10%未満	10%未満	

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度主要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																										(2) 補足事項														
		(1) 費目毎の援助額																																								
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																						
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
25	25	0	0	0	4	4	4	21	21	0	0	0	0	3	3	3	22	22	0	9	9	1	1	1	1	0	0	0	15	15	0	7	8	8	1	1	1	15				
栃木県	宇都宮市							○	11,520								○	50,600		○	11,800							○	25,300											・体育実技用具費は要保護児童生徒援助費補助金予算単価内で実績額を支給(支給実績は無) ・実費支給費目の支給平均額については、平成31年度予算計上の単価で記載 ・生徒会費・PTA会費は併せて一定額：3,600円 通学費については、平成30年度実績による。 医療費については、平成31(2019)年度予算額による。		
栃木県	足利市							○	11,160								○	50,600		○	0										○	20,570	20,570							医療費については、平成31(2019)年度予算額による。		
栃木県	栃木市							○	11,520								○	50,600		○	0											○	21,670	21,670							支給平均額については予算計上単価。(通学費は交付費目にあるが見込みなし)	
栃木県	佐野市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	22,300										平成31年度予算単価。卒業アルバム代等については、県内他市町の状況を参考にしながら決定していく予定。		
栃木県	鹿沼市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	25,000												
栃木県	日光市							○	11,420								○	40,600		○	23,000								○	25,000										学校給食費については、地域により50,640円または53,040円。		
栃木県	小山市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	23,089										通学費：実績なし 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)：②実績額 医療費：②予算計上単価 修学旅行費はH31年度予算に計上した単価。 学校給食費 1年生は4月分のみ2,250円(他月は4,500円)割合は13.3%		
栃木県	真岡市							○	11,100								○	50,600		○	0								○	27,000												
栃木県	大田原市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	30,000												
栃木県	矢板市					○	11,520	10,661								○	50,600	50,600										○	39,620	0												
栃木県	那須塩原市					○	11,520	11,520									○	50,600																							「修学旅行費」「医療費」の支給平均額は、令和元年度予算に計上した単価。「学校給食費」は年間の支給相当額。	
栃木県	さくら市					○	11,520										○	50,600														○	21,670	21,670								
栃木県	那須烏山市							○	11,520								○	40,600																					○		修学旅行費については実費を支給	
栃木県	下野市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670								
栃木県	上三川町							○	11,520								○	50,600													○	30,000	30,000									
栃木県	益子町							○	11,420								○	40,600												○	22,000											
栃木県	茂木町							○	11,520								○	50,600				○							○	26,000										修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)は平成31(令和元)年度予算計上単価。		
栃木県	市貝町					○	11,520	11,520								○	50,600	50,600															21,670	21,670								
栃木県	芳賀町							○	11,420								○	40,600												○	22,658											
栃木県	壬生町							○	11,520								○	50,600												○	23,760										令和元年度予算に計上した単価。	
栃木県	野木町							○	13,770								○	50,600											○	23,818										学用品費に関して、1年生は11,520円以内。卒業アルバム代費は平成31年度予算計上単価。 校外活動費(泊なし、泊あり)、修学旅行費、医療費は平成30年度実績額。		
栃木県	塩谷町					○	11,520	11,520								○	50,600	50,600				○	0									○	21,670	21,670							通学費と医療費は実績が無いため0円	
栃木県	高根沢町							○	11,420								○	40,600																		○	21,490					
栃木県	那須町							○	11,420								○	50,600		○	36,310								○	30,000											・通学費及び校外活動費については、平成30年度の実績を平均したもの。 ・修学旅行費及び学校給食費については、令和元(平成31)年度予算計上単価を記入。	
栃木県	那珂川町							○	11,000								○	50,600		○	0								○	26,855											通学費、医療費実績無し	

